

令和2年11月2日（月）

於・特許庁庁舎 16階特別会議室+WEB 会議室

産業構造審議会 知的財産分科会

第42回特許制度小委員会

議事録

特 許 庁

目 次

1、開 会	1
2、糟谷長官挨拶.....	2
3、議 事	4
(1) 今後の検討事項の方向性について	4
(2) 訂正審判等における通常実施権者の承諾の要件の見直しについて	6
(3) 口頭審理期日における当事者の出頭のオンライン化	18
(4) 当事者本人への証拠の開示制限（アトニーズ・アイズ・オンリー）	33
4、閉 会	47

開 会

○猪俣制度審議室長 それでは、定刻より少し早いですが、皆さんおそろいと思いますので始めたいと思います。ただいまから産業構造審議会知的財産分科会第 42 回特許制度小委員会を開会いたします。本日は御多忙の中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

7月 20 日付で着任いたしました、事務局長を務めます特許庁制度審議室長の猪俣でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、本日の小委員会の開催に当たっての、新型コロナウイルス感染症対策について御説明させていただきたいと思います。本日の小委員会は、一般傍聴者及びプレスの方はウェブでの傍聴に限って可能とした上で、会場には入口のアルコール消毒液による手指の殺菌消毒の実施、会場の窓や扉の開放による換気の実施等の対策を講じて、開催させていただきます。

また、本日は、一部の委員の方につきましては、スカイプによる参加となります。会議室とスカイプで参加されている方はリアルタイムに音声のやりとりができるようになっております。

御発言いただく際ですが、この会議室に参加いただいている方については、マイクの卓上側のボタンを押していただき、マイクが赤く点灯しましたら、マイクが作動するようになっております。

この会議室にいらっしゃいます委員の皆様は、挙手いただきまして、指名されましたら、まずはボタンを押して御発言いただき、御発言が終わりましたら、再度ボタンを押して赤い点灯が消えているのを御確認いただければと思います。

また、オンラインで御出席の皆様につきましては、チャット欄に発言希望の旨を御記入ください。書き込みを見て指名いたしますので、御発言いただく際には、マイクをオンにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、議事の進行につきましては、玉井委員長にお願いしたいと思います。

○玉井委員長 ありがとうございます。

今回新たに御就任された委員がいらっしゃいますので、まず事務局から委員の皆様のお紹介をお願いしたいと思います。

○猪俣制度審議室長 それでは、今回新たに御就任されました委員を御紹介いたします。その際、一言ずつ御挨拶を頂戴できますと幸いです。

一般社団法人日本知的財産協会参与、トヨタ自動車株式会社知的財産部主査・近藤健治委員でございます。

○近藤委員 近藤でございます。よろしくお願いいたします。

○猪俣制度審議室長 スカイプでの参加になります、アステラス製薬株式会社法務部知的財産担当部長、弁理士、日本製薬工業協会知的財産委員会国内政策タスクフォース及び海外政策タスクフォース委員・鈴木頼子委員です。

○鈴木委員 鈴木です。どうぞよろしくお願いいたします。

○猪俣制度審議室長 続きまして、会場での御参加となります、大和合金株式会社代表取締役社長・萩野源次郎委員でございます。

○萩野委員 大和合金の萩野源次郎でございます。埼玉で小さな町工場で銅合金の素材をつくっております。よろしくお願いいたします。

○玉井委員長 ありがとうございます。

本日は、委員全員御出席でいらっしゃいまして、そのうち蘆立委員、飯田委員、佐藤委員、設楽委員、鈴木委員、田村委員、中畑委員、山本委員、松山委員におかれましては、スカイプでの御参加となっております。

糟谷長官挨拶

○玉井委員長 続きまして、本日の議題に入る前に、特許庁の糟谷長官より御挨拶をいただきたいと思えます。

○糟谷長官 おはようございます。本日は連休の前の谷間の日であるにもかかわらず、お集まりいただきましてありがとうございます。また、今回新しく委員をお引き受けくださいました皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

今年の7月10日に前回の第41回特許制度小委員会が開かれまして、この場で、それまでの議論を踏まえて中間取りまとめをしていただきました。皆様の御尽力に改めて感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、ライフスタイルやビジネススタイル、また世界経済や産業構造が大きく影響を受けております。この厳しい状況下において、我々

の社会を支えるイノベーションの役割がますます重要になっていると考えております。社会全体の生活様式が変わったことに伴い、リモート化やデジタル化といった行政手続のあり方についても重要な課題となってきております。イノベーションを停滞させないためにも、ビジネスモデルの複雑化、イノベーション主体の多様化、デジタル化のさらなる加速などの状況に対応するため、特許制度を見直していく必要があります。

この新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響も受けて、産業構造審議会の知的財産分科会のもとに、今月から基本問題小委員会を開始いたしました。特許、実用新案、意匠、商標、横断的な論点について検討していただくこととしております。他方で特許制度小委員会においては、中間取りまとめで議論を深めるとしていただいた論点のさらなる検討、それに加えて、ポスト、またはウィズコロナ時代を見据えた特許制度のあり方についても検討を進めてまいりたいと思いますので、委員の皆様方から忌憚のない御意見、御議論をいただければありがたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

続きまして、具体的な審議に先立って、本委員会の議事の運営等につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○猪俣制度審議室長 まず、本日の委員会は、委員の皆様全員に御出席いただいておりますので、滞りなく開催が可能です。産業構造審議会運営規則第13条6項の全委員数の過半数の出席という条件を満たしておりますので、滞りなく開催が可能です。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。本日の審議会におきまして、「議事次第・配布資料一覧」、「委員名簿」のほか、資料1から資料4については、お手元のタブレットで御覧いただければと存じます。「タブレットの使い方」についてお困りになられた方は、お席で手を挙げていただくなど合図していただければ、担当の者が対応いたしますので、よろしくお願ひいたします。

スカイプでの御参加の方々には、事前にデータをお送りさせていただいております。

続きまして、議事の公開につきましては、本小委員会では、新型コロナウイルス対応、サーバー負荷軽減等のため、一般傍聴及びプレスの傍聴の方につきましては、ウェブ傍聴に限って可能とし、配付資料、議事要旨及び議事録も原則として公開しておりますので、よろしくお願ひいたします。

議 事

(1) 今後の検討事項の方向性について

○玉井委員長 それでは、議事に入ります。

「今後の検討事項の方向性について」につきまして、資料1を基に、事務局より御説明いただき、その後、質疑に移りたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

○猪俣制度審議室長 それでは、資料1を御覧ください。今後の検討事項の方向性についてでございます。

ページをお開きいただきまして、1ページ目を御覧ください。特許制度小委員会では、「AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度の在り方」についてこれまで議論いただきまして、本年7月に中間取りまとめを提示したところでございます。

中間取りまとめでは、非常に多岐にわたる審議事項を議論いただきました。AI・IoT技術やデジタル化への対応、特許活用の多様化等について現状の分析を行うとともに、円滑な紛争処理に向けた知財紛争処理システムについて、幾つかの事項について引き続き議論を深化していくべきとしたところでございます。

さらに、産業構造審議会総会であるとか、先ほど長官からもありましたように基本問題小委員会が立ち上がっておりまして、ウィズコロナ・ポストコロナ時代におきまして、中間取りまとめでは出てこなかった接触回避（デジタル化・オンライン化の加速）とか、そういったものに対応した政策、行政組織のあり方について議論が行われております。新型コロナウイルスの影響により「新たな日常（ニューノーマル）」への移行についても、新たな検討課題となっているところでございます。

こうしたことから、直近、速やかに法制的な対応が必要かどうかにつきまして、まず中間取りまとめで取り上げていただいたもののうち、議論を深化するとした以下の知財紛争処理制度について、法制的な対応が可能かどうかを検討、議論いただきたいと思っております。

5つ挙げております、早期の紛争解決を図る新たな訴訟類型（二段階訴訟制度）、当事者本人への証拠の開示宣言（アトニーズ・アイズ・オンリー制度）、第三者意見募集制度（アマカス・ブリーフ制度）、侵害者利益吐き出し型賠償制度、訂正審判等における通常実施権者の承諾についてでございます。

下のほうに※印で書いてありますが、その他の「検討を進める」とした制度的事項につきましては、今後も法制的な対応が必要かどうか実態調査等を要するため、今後も調査研究等を通じて検討継続をしていこうと考えております。

さらに、基本問題小委員会等の議論を踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大等に伴い顕在化した以下の特許法等の手續上の論点についても、検討をいただきたいと思っております。1つは審判等における口頭審理期日における当事者の出頭のオンライン化、いわゆる審判の口頭審理のオンライン化でございます。もう1つは災害等の発生時における割増手数料の取り扱いでございます。これについては期間が徒過した場合、約6カ月ですが、例えば特許料でいうと、同額の割増特許料を払いますと、この特許が復活するという事になっておりますが、コロナの時代においてそういった手續も難しいということがございますので、その対応をどのようにできるかについて議論いただきたいと思っております。

続きまして、2ページ目、今後のスケジュールを御覧ください。これから3カ月間、月2回程度、計5回の審議を予定しております。

まず本日ですけれども、この資料の提示の後、3つの議題につきまして、訂正審判等における通常実施権者の承諾の要件見直し、口頭審理期日における当事者の出頭のオンライン化、アトニーズ・アイズ・オンリーを議論いただきたいと思っております。そして11月下旬には、3つの議題について議論いただければと思っております。二段階訴訟制度、利益吐き出し型賠償制度、そして、先ほど申し上げました災害等の発生時における割増手数料の取り扱いについてでございます。そして12月上旬には、アミカス・ブリーフ制度などについて議論いただければと思っております。第4回目は、最終報告書（案）提示・パブリックコメントを経て、それを踏まえた、越年して1月には報告書の取りまとめとなっております。

2ページ目の右側に、特許制度小委以外の小委員会についても立ち上がっておりますので、御参考までに記載しております。こちらについても、法改正事項も含めて検討されている事項がございます。

私からの説明は以上になります。

○玉井委員長 それでは、今の御説明に関して自由討議を行いたいと思います。今の御説明について御質問、御意見等ございましたら、お願いしたいと思います。先ほど御紹介いただきましたとおり、この会議室にいらっしゃる委員の皆様は、御発言の際は挙手をいただくことにしまして、オンラインで御出席の皆様については、チャット欄に発言希望の旨

を御記入いただければと思います。書き込みを見て御指名しますので、御発言いただく際はマイクをオンにさせていただくようお願いいたします。

近藤委員お願いいたします。

○近藤委員 御説明ありがとうございました。特許制度小委員会という限られた時間の中で、お示しされた優先順位をもって進めていくことについては異論ございません。

その上で1つお願いですが、資料の1ページの一番下写到ある「検討を進める」とした制度的事項、これも御説明いただいたのですけれども、この中には差止請求権のあり方なども入っているのですが、これについても検討を進めていただける仕組みを別途設けるなど、着実に検討を進めていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。それもまた、大変重要な論点だと思っております。

他にございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(2) 訂正審判等における通常実施権者の承諾の要件の見直しについて

○玉井委員長 続きまして、「訂正審判等における通常実施権者の承諾の要件の見直し」につきまして、資料2を基に事務局より御説明をいただきたいと思ひます。その後、質疑に入りたいと思ひます。

○高橋審判企画室長 審判企画室長の高橋と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

それでは、資料2を開いていただきまして、訂正審判等における通常実施権者の承諾の要件の見直しについて御説明差し上げたいと思ひます。

1ページ目。本件につきましては、昨年の秋から冬にかけて産業界の皆様から寄せられた御要望を踏まえまして、本委員会において御議論いただきました。先ほど猪俣室長からもございましたけれども、今年7月の中間取りまとめにおいて、通常実施権者の承諾を不要とするという方向で、皆様の意見の一致があったと理解しております。

本日は、この方向に沿いまして、もう少し細かい論点について御議論いただきたいと思っております。大まかに申し上げますと、特許権の訂正や放棄などをしたくとも、第三者の承諾が必要であるがために特許権者が少し困っている状況を解消するため、特許権にかかわる第三者の法的な利益が害されるおそれがないのであれば、その承諾を不要にしては

どうかというものになります。もう少し具体的に申し上げますと、その特許権に係る発明の実施の継続はできないという不利益が生じるおそれがない限り、通常実施権者の承諾を不要にしてはどうかというものになります。

2 ページをお願いします。まずは独占的通常実施権の承諾についてとなります。こちらは5月の委員会でも御議論いただきましたが、特段、反対意見はなかったと理解しております。独占的通常実施権者には損害賠償請求が認められ得るわけですが、その理由は、独占的という地位に依拠しており、それは契約によって与えられたわけですから、承諾の要否についても契約に委ねればよいのではないかという御意見だったと思います。したがって、独占的通常実施権者の承諾については、独占的でない通常実施権者と同様に、不要としてはどうかと考えます。

3 ページ目をお願いします。こちらは職務発明に基づく通常実施権者の承諾についてです。こちらでも5月の委員会で御議論いただきましたけれども、賛否両論がございましたので、再度、事務局にて検討しました。結論ですが、やはり承諾を不要としてはどうかと考えます。理由は3つございます。

1つ目は、訂正というのは、無効審判や無効の抗弁に対応するための特許権者にとって大事な防御手段となります。それが通常実施権者によって奪われかねない懸念があるということなのです。

2つ目は、通常実施権はどのような権利かということを考えますと、判例や学説では不作為請求権と解されています。つまり特許権者から差止めとか損害賠償請求を受けないという地位が確保されていればよいということになるのですが、その法的利益が訂正によって損なわれる可能性はないのではないかと考えます。

もう少し説明しますと、訂正によって特許権が狭くなって、通常実施権者の実施行為がその特許権の権利範囲から外れれば自由実施になるということで、実施の継続が可能で、その一方で、訂正を経て引き続き特許権の権利範囲内であれば、そもそもの契約に基づいて実施の継続が可能であろうということです。いずれにせよ、通常実施権者は実施ができるということで、不利益がないと考えるわけです。

3つ目は、職務発明固有のポイントとなりますが、使用者、つまり企業や大学は、発明者に特許権を取得させる選択肢以外に、使用者自らが原始的に特許権を取得するという選択肢があったわけです。そのような選択肢があった中、発明者に特許権を譲った状況において、承諾を不要としても、必ずしも使用者にとって酷とまでは言えないであろうと考え

ためです。したがって、職務発明に基づく通常実施権者についても、承諾を不要にしてはどうかと考えます。

次は4ページ目となります。専用実施権者と質権者の承諾についてとなります。こちら5月の委員会で御議論いただきました。賛否両論ございましたが、再度事務局にて検討した結果、やはり承諾を必要としてはどうかと考えます。

専用実施権者も質権者も、その特許権の範囲や価値そのものについて直接の利害を有しております。訂正とはどういった制度かと申しますと、基本的には特許権の権利範囲を狭めるほうに働く制度でございます。ということは、特許権の価値も減る可能性が高いということになります。そうすると特許権の範囲とか価値に直接利害を持っている専用実施権者とか質権者は法的な利害が害されるおそれがあるということで、引き続き承諾を必要としてはどうかと考えます。

次に5ページ目です。ここからは、以前の委員会で提示していない新しい論点となります。特許法97条第1項において、特許権の放棄という規定がございます。その放棄の際に通常実施権者等の承諾が必要とされているのですが、これらの承諾の要否をどうするかという話でございます。

まず、通常実施権者について検討しますと、特許権が放棄されれば自由実施ということになりますので、実施の継続という通常実施権者の法的な利益は何ら害されないであろうと考えられます。したがって、通常実施権者については、承諾を不要としてはどうかと考えます。

次に専用実施権者と質権者について検討しますと、この場合、特許権という財産そのものがなくなるということですから、明らかに法的な利益が害されると考えます。したがって、専用実施権者と質権者については、引き続き承諾を必要としてはどうかと考えます。

6ページ目。専用実施権の放棄における承諾ということになります。こちらは特許法97条第2項の規定になります。専用実施権の放棄については、質権者と専用実施権者が設定した通常実施権者の承諾が必要とされております。

この点について事務局で考えた事例を1つ紹介しますと、特許権者と専用実施権者の関係が悪化して、専用実施権者が、権利を放棄するという選択肢をとって、速やかに特許権者との関係を打ち切ろうとする場合があり得ると思っております。その場合に、専用実施権者が設定した通常実施権者の立場がどうなるか、その者の実施の継続という法的な利益はどうなるかを検討しますと、専用実施権者による通常実施権者の設定には、一応特許権

者の承諾が必要であると特許法には規定されておりますが、専用実施権の放棄後において特許権者が、専用実施権者の先にいる通常実施権者をどのように見るかと申し上げますと、やはり好ましくない実施者と見る可能性がございます。そうすると特許権者からは、直接差止めや損害賠償を請求されるおそれがあると考えます。したがって、この場合の通常実施権者については、実施の継続という法的な利益が害されるおそれがありますので、引き続き承諾を必要としてはどうかと考えます。

次に質権者について検討しますと、質権の目的である専用実施権という財産が消えることとなりますので、明らかに法的な利益が害されると考えます。したがって、質権者についても、引き続き承諾を必要としてはどうかと考えます。

7 ページ目になります。仮専用実施権の放棄における承諾ということです。御存知と思いますが、特許法では、権利になる前に予約的に実施許諾をするために、仮専用実施権、仮通常実施権という制度がございます。本件は、そのうちの仮専用実施権の放棄となります。「仮」という語がついておりますが、先ほど専用実施権の放棄について説明したのとほぼ同様の懸念がございますので、仮通常実施権者の、実施という利益が害されるおそれがあるということで、引き続き仮通常実施権者の承諾を必要としてはどうかと考えます。

8 ページ目になります。実用新案登録に基づく特許出願における承諾ということです。特許法では、権利となった実用新案権に基づいて改めて特許出願することができるという制度がございます。それを行う際には、46 条の 2 第 4 項にあるように、通常実施権者等の承諾が必要とされております。この場合の承諾をどうするかということが今回の御議論いただくポイントになるのですけれども、この制度を利用する場合には、基になった実用新案権を放棄する必要がございます。これに伴って、基になった実用新案権に関する通常実施権、専用実施権、質権も消滅することになります。そうすると通常実施権者は、その後、特許権の実施承諾が得られるかどうかわからない状況になりますので、ともすれば差止め等の請求を受けることになりかねないと思います。そうすると通常実施権者の実施の継続という法的な利益が害されるおそれがあるのではないかと考えます。

質権者についても、質権の目的である実用新案権そのものが消えるわけですから、やはり法的な利益が害されると考えます。したがって、この点については、いずれの者についても引き続き承諾を必要としてはどうかと考えます。

9 ページ目は、これまで私が説明したことをまとめたものとなります。赤字の部分について法改正して、これまで承諾を必要としていたものを、承諾を不要としてはどうかとい

うこととなります。具体的にもう少し申し上げますと、訂正審判、訂正請求、特許権の放棄について、許諾や職務発明に基づく通常実施権者の承諾を不要にしてはどうかということが御提案となります。

10 ページ目は、これまで説明したことが、産業財産権法の他の法域にも及ぶというお話でございます。実用新案法には訂正と放棄という規定がございますし、意匠法には放棄という規定がございます。これらについても承諾の要否について同様の条文がございますので、これらの条文についても、実施の継続ができないという不利益が生じるおそれがない限りにおいて、通常実施権者の承諾を不要とするという線引きで法改正をさせていただきたいと考えております。

商標法については、このような見直し、制度改正は行わないことを考えておまして、商標制度小委員会について御議論いただこうと思っております。これがなぜかと申しますと、商標については特許などと異なりまして、商標権が放棄されたとしても、第三者が全く同じ商標について権利を取ることが可能になっております。そうすると、最初からいた通常使用権者が新しい第三者の商標権者から差止め等を受ける可能性があるということで、通常使用権者の使用を続ける権利、利益が害されるおそれがありますので、特許法等とは事情が異なると思います。したがって、商標については、私がこれまで説明してきたような事情が当てはまらないと考えております。

私からの説明は以上となります。ありがとうございました。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

それでは、今の御説明に関して自由討議を行いたいと思います。この点、大筋で御異論はなかったわけですが、今お示しいただきましたとおり、関連する問題もありますので、御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

高橋委員お願いいたします。

○高橋委員 高橋です。よろしく申し上げます。大卒賛成ですので、賛成ということで、おしまいにしてもよいぐらいのものでございますけれども、個別に述べていきたいと思っております。

2 ページ目の独占的通常実施権者の承諾についてですが、独占的通常実施権というのが法律に規定があるわけではなくて、契約上の与えられた地位ということですので、通常実施権と同様にしていると思いますので、私はこれでよいと思います。

3 ページ目の職務発明に基づく通常実施権者の承諾についても、中小企業や大学によるコントロールができなくなるのではないかと御指摘があったのですが、特許権者が受

ける不利益と、使用者等についても対応手段があることを考えると、そのバランスで考えると、許諾による通常実施権と同様でよいのではないかと考えますので、この案に賛成いたします。

4 ページの専用実施権者、質権者についても、専用実施権は物権的権利であって、また、質権については担保価値が変わるということを考えますと、承諾は要るのだろうと思いますので、この案でよいと思います。

5 ページ以降が新しい論点で、放棄するときには通常実施権者等の承諾が要る条文を一通り拾って検討していただき、感謝申し上げます。

結論的には、これでよいのかと思っています。通常実施権については、ここに書いてあることに加えて、ライセンスしている対象のものは実務的には放棄しないので、余りこういうことも起こらないのかと思います。仮に放棄することがあったとしても、通常実施権者に通知するかどうかは契約で対応してもよいのかと思いますので、実害がないと考えています。一方で、専用実施権者及び質権者について承諾が必要というのは、このとおりかと思っています。

この点について、事前に J E I T A のメンバー 10 社程度と議論したときも、大体皆様もこの案でよいのではないかというご意見でした。

6 ページについては、一応現状維持なので、これはこれでよいのかと思いますが、専用実施権に通常実施権を設定するということは、私は余り経験がないので、6 ページに書かれているシチュエーションが正しいのかどうかコメントはできないのですが、結論としてはこちらでよいのかと思います。

9 ページの表に一通り整理されていますけれども、この案でよいのではないかということで、同意いたします。加えて J E I T A のメンバーと先週議論したときも、これでおおよそ合意しますということでしたので、これも申し伝えたいと思っています。

次のページ、実用新案権、意匠権、商標権の対応についても、これに同意いたします。

以上です。

○玉井委員長 ありがとうございます。

次、長澤委員お願いしてよろしいですか。

○長澤委員 ありがとうございます。丁寧にまとめていただいて、本当に感謝しております。これは元々前回の特許制度小委員会で私から言い始めた話で、2011 年の当然対抗制度の導入時に、ここだけが包括クロスライセンスを意識した中では改正されずに残ってしま

っていたので、通常実施権の承諾の要件を見直していただくことになり感謝しております。早期立法を望んでいますので、余り反対意見を言いたくないというのが本音ではございますが1点だけコメントさせていただきます。

9ページの表の一番下の実用新案登録に基づく特許出願について、通常実施権の方の承諾も必要となっておりますが、我々が持っている包括クロスライセンスは、実用新案も含んでライセンスを出すことが非常に多くございます。それも今ですと、グローバルに中国とかアメリカの会社にもライセンスを出していますので、実用新案登録から特許に変更出願する場合、非常に手間がかかってしまうという懸念がございます。

特許法をもう1回読み直してみますと、特許法第34条の3の第8項、第9項には、仮通常実施権に係る実用新案出願や意匠登録出願から特許出願に変更があったとき、仮通常実施権が許諾されたものとみなす規定があり、実用新案法と意匠法にも同様の規定があります。要は登録になる前であれば、仮通常実施権というのは維持されることになっているわけで、実用新案登録から特許に変更出願した場合も、通常実施権が設定されるような法律のつくり方も1つの案としてはあるかもしれません。できれば変更出願を自由にさせていただけるほうが助かるというのが個人的な見解でございます。

他のところは、質権者についても、職務発明に基づく通常実施権者についても、全て事務局の案に賛成いたします。以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。大変建設的な御意見をいただきました。今後の課題として適切に検討できればと思います。

次、設楽委員お願いできますか。

○設楽委員 設楽です。基本的に賛成なのですが、少し気になっているのは、質権者と訂正審判請求、訂正請求の2点について、法律上同意が必要とすることまで必要かどうかということが気になっています。質権者については、特許権の放棄その他実用新案の専用実施権の放棄ですね、必要というのは当然だと思います。

あとは訂正審判、訂正請求について私は気にしておりますのは、今一番考えられるのは、中小企業はお金に困って融資を受ける場合に、特許権に質権設定されるのだろうと思うのです。そのような場合、金融業者が質権者として入っているわけです。訂正審判については、金融業者ですので内容について、詳しくわからないことが多いです。普通は特許を生き残らせるために訂正審判請求しますので、質権者の承諾まで設ける必要はあるだろうか、逆に金融業者はその承諾を見返りに、何か特許権者に要求したりすることもあるのではな

いか、ということが、裁判実務などの例から想像しますと、あるように思われますし、そこまで質権者に強い権利を与える必要が訂正審判に関してあるのだろうかという疑問は持っております。

そうは言いながらも、恐らく質権設定者としては、条文上不要でも多分契約に入れてくるので契約に任せるとしても、やはり承諾という条項を入れてくるだろうと思いますので、余り影響、実質的な変化はないのかなと思いつつ、質権者と特許権者は利害対立状況にあることが多いような気もしております。共同体的な場合もあるかもしれませんが、お互いに協力し合っている場合もあると思いますが、金融業者の厳しい取り立ての道具にされることもあるような気がして、法律上承諾まで必要かどうかというのは、この2点に関して少し疑問を持っております。その点については、特に同じ物件的権利者である専用実施権者と異なるようにする必要まであるのかという議論もよくわかりますので、明確に反対というわけでもありませんが、やや気になっているということをお伝えしたかったということです。

以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

続いて、田村委員お願いできますでしょうか。

○田村委員 田村です。今回いただいた御提案、非常に深く考え抜かれたものも多く、私自身勉強になるところが多く、基本的には賛成したいと思います。また、商標制度小委員会の委員長をしておりますけれども、本日お示しいただいた方針も、私もなるほどそうだなと思っております。

ただ、1点細かなところですが、気になるところがございます。それは長澤委員の御発言にもかかわるところです。1点と申し上げましたが、6ページ、7ページ、8ページに共通する問題です。それは通常実施権者の許諾が必要な場面が6ページ、7ページ、8ページと出てきているのですが、そこが必要かどうかということでもあります。

今回の全体の方針としては、通常実施権者というのは、他人を気にするような排他的な利益を保障されているものではなく、自ら実施できればよいのだから、そのような利益なので特許権がなくなることについて、あるいは特許権が訂正でへこむことについて、法的に保護すべき利益はないだろうという方針で全体が貫かれているのですけれども、とりわけ6ページ、7ページ、8ページのときには、基となる権利がなくなるので、その論理が通用しないだろうという御趣旨と理解しております。

他方、これらの場面でも、質権者その他の物件的な権利を持っている人間が強い利害を持っていることは明らかなのですけれども、通常実施権者については、要するに排他的な利益はないということ、排他的な利益が法的に保障されているわけではないと思います。

そして、いずれの場面でも、最初に通常実施権を許諾いただくときに契約で処理する、あるいは特許権と専用実施権が並んでいるときには、特許権者が許諾しない限りは通常実施権、専用実施権者は通常実施権に許諾できないわけですから、そのときに特許権者と交渉する余地がある等を考えますと、通常実施権者について、結論としては8ページについては長澤委員と同じこととなりますけれども、放棄あるいは出願変更等について、同意を要求することの利益を認める必要はないようにも思います。

そこで、最初の提案は、そもそもこの場面でも通常実施権の承諾を不要としてはいかがかということですが。

とは申しましても、1ページから5ページ目までの場面と違って、権利まで消滅するのは行き過ぎだという価値判断も成り立ちうると思うのです。ただ、そうだとすると、長澤委員の御提案がありました。例えば特許権が譲渡された場合に通常実施権者は対抗可能とされていることと状況は多少違いますけれども、それに倣いまして、通常実施権は新しい変更出願後の権利、あるいは基の特許権、専用実施権が放棄で証明した後の特許権に対しても、基の範囲で対抗可能という形で処理して、放棄や出願変更できないとまでする必要はないように思います。これが第二の提案となります。

細かなことですから、強くはこだわりませんが、理論的にはそのような可能性があるように思っております。

以上です。

○玉井委員長 ありがとうございます。

先ほど長澤委員からも問題提起がありましたけれども、包括クロスライセンス契約を締結する上で、専用実施権の放棄や仮専用実施権の放棄が問題になることはあるのでしょうか。

○長澤委員 包括クロスライセンスの場合は、専用実施権の設定をすることはまずありません。ほとんどの場合は通常実施権になります。一方、先ほどの実用新案登録に基づく特許出願というのはそれなりに発生するおそれがあるので、発言申し上げました。完全な専用実施権でなくても、期間限定の専用実施権のライセンスを出す場合には、訂正や放棄をする際に専用実施権者に承認を求めるべく報告いたします。

○玉井委員長 ありがとうございます。先ほどおっしゃった点が特に実務上重要だということだと理解しました。

それでは、松山委員お願いできますか。

○松山委員 松山です。スカイプ参加でして、皆様の議論がところどころ聞こえておらず申し訳ないです。

改正の方向性についてスライド9ページにきれいにまとめていただいていると思っております。いろいろ議論があったように思いますが、私自身は基本的にはこのまとめていただいたところに賛成しております。上2つの訂正審判の請求及び訂正請求についてと、3つ目の特許権の放棄につきましては今までもお話しさせて頂いたとおりでこの整理に賛成です。また、専用実施権の放棄や仮専用実施権の放棄についてですが、シンプルに考え過ぎているかもしれませんが、基本的な考え方としまして、特許権自体の放棄の場合とは違って、専用実施権や仮専用実施権の放棄の場合には特許権自体は残っているので、特許権者から権利行使される可能性を考えると、通常実施権の継続自体が危ない可能性があるということになります。特許権者と別途交渉すればよいという話しもあるかもしれませんが、ここにいる通常実施権者は、専用実施権者や仮専用実施権者との契約で、専用実施権や仮専用実施権に通常実施権をつけてもらっていたということとだと思しますので、特許権者と別途交渉する機会が本当にあるのか、それを要求するのは酷なのではないかと考えておりますので、ここに整理して頂いたとおり、専用実施権及び仮専用実施権の放棄については、通常実施権者の承諾が必要ということによいのかなと考えております。

一番下の実用新案登録に基づく特許出願につきましては、今まで余り考えたことがなかったのですが、これはむしろ承諾の要否の問題なのか、何か自動的に特許権に今までついていた設定権が移行するような制度など、要否だけではない、違う制度が幾つか選択肢としてあり得るのかなと考えております。ただ、この要か不要かで整理するならば、先ほど述べさせて頂きました実施が継続できるかという基本的な考え方での整理からしますと、必要ということになるのかなと考えております。

私からは以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

続きまして、杉村委員お願いいたします。

○杉村委員 杉村です。ありがとうございます。基本的には、今、高橋審判企画室長から御提案がありました方向性について賛成を表明させていただきたいと思っております。質権者に

ついても、請求項の削除の訂正の場合にはその請求項に係る権利がなくなりますので、そのようなことも考えると、質権者の承諾はあったほうがよいのではないかと考えております。

また、先ほど専用実施権に基づく通常実施権を設定する場合には、もちろん特許権者の承諾が必要なわけですが、専用実施権を放棄する際、当然に特許権者にその地位が承継されるのは難しいのではないかと考えております。そのような場合も想定して当事者間で何らかの契約をしておけばよいと考えておりますので、御提案のとおりでよいかと考えております。

ただ、1点、実用新案権に基づく特許出願への変更に関する通常実施権についてです。特許権に基づく通常実施権の承諾についての課題が今回のご提案で解決したとしても、先ほど長澤委員がおっしゃったような課題がこちらでは解決していないので、検討する必要があると思っております。

以上です。

○玉井委員長 ありがとうございます。

辻居委員お願いいたします。

○辻居委員 ありがとうございます。皆様と御意見は同じでございます。基本的に御提案いただいたものに賛成いたします。理由づけ等もここに書いていただいて、他の承諾との整合性も検討していただいたので、非常にわかりやすくなっていると思います。

長澤委員のおっしゃった8ページの問題については、確かに日本の会社ではこのようなこともよくあるだろうな、現実には通常実施権者の承諾は多分得てないでやっているのだろうなと思いますので、これを制度的にも不要とするほうがよいのかなと思っています。ただ、先ほど問題が出ましたように、この理由づけにもありますように、通常実施権者の立場をどのように保護するのか。それは承諾権を与えるということではなく、もう少し違った形で保護できる可能性もあるのかなと考えます。

以上でございます。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

萩野委員お願いいたします。

○萩野委員 先ほど事務局から御提示いただいた案の中でも、要から不要にする表、ページ9にまとめていただいたところについて、全く異論はございません。技術開発をして自ら特許を取得している企業の立場からは、特許権者が訂正の必要性を感じているのに、通

常実施権者の承諾が得られないがために必要な訂正ができないというのは、通常実施権者の権利が強過ぎるのではないかと感じています。

特許権者としては、無効審判の防御と権利を維持するために必要な訂正を行うのですから、訂正の都度、実施権者の承諾を得るのは負担であるのも実態です。そこで実施権者の承諾を不要とする今回の改正案には賛成したいと思っています。

それ以外の権者の承諾は不要としていいのではないかとか、いろいろ意見が出ましたけれども、それについては確におっしゃるところもあると感じました。私個人としては、そこは確かに要から不要にしても、ありがたいときがあるのではないかと思いましたが、逆に質権者の立場になることがないものですから、片方からの見方だけの意見でございませぬ。

以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

近藤委員お願いいたします。

○近藤委員 御説明ありがとうございます。通常実施権者等の承諾を得ることが必要な事案を広く集めていただいて、検討いただきましてありがとうございます。基本的にはこの整理でよいかと思っております。

1点、長澤委員がおっしゃっていたところは、少し懸念はあるかなと思っています。そこをどうするかというのは、少し検討も要かなと思います。しかしながら、それがためにもともとやりたかったところの法律の改正が遅れるというのもよくないので、そのあたりステップバイステップで進めるとかいろいろなやり方はあると思いますので、御検討いただければと思います。

以上です。

○玉井委員長 ありがとうございます。

浅見委員お願いいたします。

○浅見委員 近藤委員の意見に賛成いたします。後半はレアケースかと思っております、統計を見ますと、専用実施権が設定されるものは年間100件ちょっとくらいで、さらに通常実施権を許諾するケース、それが放棄されるケースは非常に少ないのではないかと思います。実用新案権からの特許出願への変更に関しても、昨年が90件くらいですので、大筋のところをまずは進めて、ここは改正の要があれば改正するという事でよいのではないかと思います。

以上です。

○玉井委員長 ありがとうございます。

事務局から補足説明がございましたら、お願いしたいと思います。

○高橋審判企画室長 皆様、御意見ありがとうございます。今回の整理は多くの委員の方々が御指摘されているように、通常実施権者の利益のところを見て、不利益がなければ承諾不要にするというところで線引きさせていただきました。他方で、さまざまな委員から御指摘いただいた問題点もあることは認識しておりまして、そのあたりも引き続き検討させていただければと思っております。

また、本件に関しましては、周知も大事だと思っております。ライセンス契約に当たって、このようなところは気をつけなければいけないということ、特許庁側でもしっかりと周知を図っていきたく思っておりますので、委員の先生の皆様におかれましても、是非周知活動に御協力いただければと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○玉井委員長 ありがとうございます。

いろいろ建設的な御議論をいただきまして、方向はかなりはっきりしてきたかと思えます。どうもありがとうございます。

(3) 口頭審理期日における当事者の出頭のオンライン化

○玉井委員長 それでは、続きまして「口頭審理期日における当事者の出頭のオンライン化」につきまして、資料3をもとに事務局から御説明いただきたいと思えます。その後、質疑に移りたいと思えます。

○高橋審判企画室長 引き続きまして、資料3「口頭審理期日における当事者の出頭のオンライン化」について御説明を差し上げたいと思えます。この件につきましては、本委員会において初めての議論となるのですが、我々としては至急の対応が必要だと考えますので、何とぞよろしくお願いいたします。

まず1ページ目ですが、本件の背景と現行法の規定になります。背景については皆様御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症ということがございます。そして、それを契機に、今、社会全体としてリモート化、デジタル化が加速しており、これも大きな背景となります。これに対して我々政府側でどうなっていると申し上げますと、書面・押印・対面

の見直しを指示されているところでございます。

1 ページ目の下の緑枠は、今回御議論いただく対象となる、口頭審理の規定の一部抜粋ということになります。無効審判等、我々は「当事者系」と呼んでおりますけれども、これらの審判については原則口頭審理によるとされております。

期日の呼び出しという規定もございまして、こちらは民事訴訟法を一部準用する形になっております。この期日の呼び出しについて民事訴訟法をたどりますと、「出頭」という言葉が出てまいります。この「出頭」という言葉について、皆様が聞かれたときにどのような行為を頭に浮かばれるかという、恐らく公的機関に自ら直接出向く行為を想像されるのではないかと考えています。そうすると期日の呼び出しに応じて出頭するという行為は、現実に特許庁の審判長が指定していた審判廷等に来ていただく行為と理解するのが自然であろうと思います。そうすると「出頭」という言葉を自然に読んだ場合と少し異なる行為となるので、今回御議論いただこうと思っている、口頭審理におけるオンラインでの手続、関与を認めるためには、法的な手当てが必要であろうということで、本日御議論をお願いしているところでございます。

もう1つ、法改正が必要だと考える理由が、1 ページ目一番下の特許法 203 条にもございます。これは呼び出しを受けた当事者等が出頭しなかった場合に、過料に処されるという規定でございます。そして、この規定に基づいて罰則を与える可能性が特許庁にある以上、203 条の「出頭」という言葉のある程度厳格に捉えないといけないだろうと考えております。

したがって、今回、我々は運用で実現するという選択肢も検討したのですが、法解釈や運用で、「出頭」にオンライン出頭が含まれるように理解してしまうのではなく、口頭審理期日においてオンラインで手続した者についても、法的に「出頭」とみなされるような手当てが必要だと考えております。

2 ページ目、口頭審理の意義になります。口頭審理には、当事者と特許庁のそれぞれの立場からの意義がございます。当事者側の皆様の立場からすると、書面では言い尽くせない主張や立証を口頭で審判合議体に直接行うことができますし、特許庁審判合議体のほうからすれば、ちょっとした疑問を口頭で聞くこともできるということで、争点や技術内容を正確に理解できるというメリットがあります。

口頭審理については、公開して行うということと、審判書記官は調書を作成するということもございます。これらは民事訴訟法と同様の規定でして、その公正性、適法性が担保

されている手続と言えます。

3 ページ目は、今、私が最後のほうで民事訴訟に近い存在としての審判手続について紹介させていただきましたけれども、特許法固有の規定もあるというお話となります。今回は2つだけ紹介させていただきます。

1つ目は職権進行主義というものがございます。当事者等が出頭しなくても、手続を進行できるという規定でございます。もう1つは職権探知主義と呼ばれるものでして、当事者等が申し立てていない理由についても審理できるという規定がございます。例えば審判合議体が自ら先行技術文献をサーチするなりして、当事者は申し立てていないような無効理由を当事者、この場合は特許権者に対して通知することもできます。

このように特許庁の審判の手続は、民事訴訟法の規定を多く準用しているようでいて、特許権の公益性を踏まえて、特許法の趣旨に根差す固有の規定もございます。したがって、特許庁の審判の口頭審理について、現在、別途、民事訴訟のIT化という議論がございますが、民事訴訟法の改正を待たずとも、ユーザーの皆様のニーズ、特に新型コロナウイルス感染症という状況、特許の公益性を踏まえまして、口頭審理のオンライン出頭を認めるための特許法改正を速やかに行う意義は十分にあるのではないかと考えます。

4 ページ目、現行制度の課題と検討の方向性になります。口頭審理は対面での手続となりますので、開催すると、どうしても人の移動とか接触が発生します。これは新型コロナウイルス感染症の拡大につながるおそれがあると考えております。このような懸念から、緊急事態宣言下においては、口頭審理の開催を見送りました。実際、4月から6月の開催は0件となっております。我々がこのような対応をとったことに関して、当事者の皆様から、なぜ口頭審理を開催しないのかという声もいただきました。一方、緊急事態宣言が解除された後において、口頭審理の出頭を少しためらう方もいらっしゃったことも事実でございます。

もう1つ、皆様に御不便をおかけしているのは、出頭者の人数を3名までと制限していることです。3名ですと、特に多数の関係者がいらっしゃる場合に困るということで、こちらも御不便をおかけしていると思っております。

もちろん我々としても、ウェブ会議システムを活用した面接や口頭審尋を行わせていただいているのですが、どうしても尋問など口頭審理によらなければならない事件もあります。このような状況を踏まえて、我々としては感染症の状況に左右されずに、口頭審理を一定数開催できるようにしたいと考えております。

また、ここまで私は新型コロナウイルス感染症の文脈で御説明してきましたけれども、それを超えてデジタル化、リモート化という文脈で、ユーザーの皆様の利便性を向上させる必要もあると考えております。

したがって、当事者等がオンラインで口頭審理に関与できるようにするため、法改正をさせていただきたいということになります。

5 ページ目のスライドですが、オンラインの口頭審理のイメージになります。あくまでもイメージということで御理解いただきたいのですが、左側の図は審判廷で、両当事者がテレビスクリーンとスピーカーを通じて、審判合議体、審判官と審判長がいる審判廷の手續に関与できるようにしたいと考えております。もちろん審判廷の様子を当事者に伝えるために、審判廷内にカメラやマイクも設置して、右側にあるテレビスクリーンのようなイメージで見られるようにしたらよいのではないかと考えております。

傍聴人については、最小限にとどめたいと考えておまして、右図のように特許庁の別室で傍聴可能にするというオプションもあるかと考えております。

6 ページが、制度趣旨との関係で検討すべき論点になります。今回3つ挙げております。1つ目が公開主義となります。当事者は、ウェブ会議システム等を通じて、口頭審理手續に関与することになるのですが、それが傍聴人から見ると、公開されていると感じられる、知覚されるかという点でございます。

2つ目が、口頭によることの意義ということです。先ほど私は、口頭審理はこのような意義がありますと説明しましたが、そのような意義が、ウェブ会議システムというIT技術を間に挟むことにより損なわれないかという点でございます。

3点目は、直接主義と呼ばれるものです。審決をする合議体自らが当事者等から説明を受けて、審決をしていくことが重要だとされているのですけれども、ウェブ会議システムを通じて説明等を受けることは、この直接主義を損なわないかという点になります。

いろいろ制度趣旨との関係で論点があると申し上げましたけれども、結論を申しますと、これらは大きな問題ではないであろうというのが事務局の考えとなります。それはなぜかというと、ウェブ会議システムの技術の進展は非常に目覚ましいものがございまして、映像と音声について相当の情報量を伝達できるようになっていると感じております。今申した制度趣旨を著しく損なわせることにはならないであろうと考えます。

7 ページ目になります。こちらは運用上の課題で、より具体的な問題についてどう考えるかということになります。こちらも3つ挙げております。

1つ目は、なりすましの防止です。こちらは、事前に写真付きの身分証の写しを提出していただき、映像を通じて確認することで、一定レベルの本人確認ができるのではないかと考えております。

2つ目は口頭審理の円滑な進行と書きました。要は妨害行為とか通信障害があったときに、どうしようかというお話になります。

妨害行為については、音声を切る、期日を改めるという対処があります。それでも解消しない、問題が残るということであれば、現実の出頭を求めていくことも対応としてあるのではないかと考えております。

通信障害については、我々も余り起きてほしくないので、事前テストして発生をなるべく避けるのが運用としてあるだろうと考えております。どうしても障害が発生するときは、大変申し訳ないですが、現実の出頭を求めていく対応になると考えております。

3つ目が、少し視点が変わった論点となります。今まで当事者側、出頭者側の立場での論点を申し上げましたが、傍聴人側から見て、このオンライン化をどう考えるかというお話です。端的に申しますと、オンラインの傍聴を認めるかどうか、これをどのように考えるかということです。この点、是非皆様の御意見をいただければと思います。

8ページ目の青枠は、少し細かくなって恐縮ですが、どのような要件でオンラインの出頭を認めるかという話になります。

①番目と②番目は条文イメージとなります。このような規定ぶりとしたらよいのではないかと、ということです。特に①番目については、当事者の申し立てにより又は職権という条件で、審判長が選択していくことでどうかということです。

③番目については、少しわかりにくい書き方ですが、端的に申しますと、遠隔地にいらっしゃらない方、例えば東京都に在住の方のオンライン出頭を認めてはどうかという話になります。

④番目は、オンラインで関与されている当事者について、実際にどこから参加できるようにするかというお話になります。例えば公的な施設に限定する考え方もあるのですが、思い切って、御自宅からの参加を認めるという選択肢もあるように思います。

⑤番目は、ここまではなるべく緩やかに運用しようという話をさせていただきましたが、どこかで厳しめの条件を設定しないといけない場合もあると考えますので、場所やシステムが不適切な場合は、審判長が変更を求めることができるようにしてはどうかということでございます。

⑥番目は、一方当事者はオンラインで他方当事者が現実に出頭したいと言ってきた場合、どのように考えるか、それを許容するかどうか。その条件を、例えば当事者の合意という形にするのか、意見を聞いて審判長が決める形にするのかという話になります。

下の緑の枠であります。本件が産業財産権法の他の3法にも影響するというので、同様の手当てをさせていただきたいという話になります。本日は特許法前提で御説明しましたけれども、特に特許法固有の論点があったとは思っておりませんので、是非とも、他の3法でも手当てさせていただきたいと考えております。

私からの説明は以上となります。ありがとうございました。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

それでは、今の御説明に関して自由討議を行いたいと思います。御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

萩野委員お願いいたします。

○萩野委員 今御説明のとおり、自分自身問題ないと賛成でございますが、御存知のとおり今回はコロナの話を中心と言いながらも、中小企業というのは人手も少なく、専任の知財担当者がいない会社も多くて、このように企業が出頭を求められた場合には、社長自らが対応しなければいけないことが多いです。我々は埼玉ですが、特に地方の会社においては移動時間を含めて金銭的、人的負担も多いので、オンラインでの参加が認められればこのような負担が大幅に軽減されるため、是非前向きに進めていただきたいと思います。ですから、スピード感をもって進めていただきたいと思います。

インターネットによる公開の件については、確かにどうなのだろうと思いつつも、傍聴については誰でも傍聴する権利があるのであれば、それをインターネットであっても拒めないのかなと思いつつも、皆さんの御意見を参考にして自分自身の考えもまとめたいと思っております。

以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

続いて、高橋委員お願いいたします。

○高橋委員 高橋です。このような時代ですので、口頭審理へのオンライン出頭については、導入するということになるのだろうと思っております。条文上は、オンライン参加を出頭とみなすという先ほどの規定であるとか、その条件みたいなものが規定され、あとは運用ベースになるのだろうと理解しております。

運用については、基本的には口頭審理の意義である、2ページにあるような合議体が争点を正確に把握すること、技術内容の正確な把握、審判の公平の担保、と言ったことが阻害されない形での運用ということになるかと思えます。個々の論点については、運用を回しながら今申し上げたところが阻害されるのか、緩めても阻害されないかということ、確認しながら進めないといけないのではないかと思っています。

例えばですが、審判官から直接見えないので、当事者が議論していて、一方の当事者が質問に詰まったときに、その一方の当事者が、手元が見えないことをいいことに、と言うのも失礼ですが、外部にアクセスして問い合わせしながら、あたかも自分が知っていたかのように返答するようなことがあると、それは審判の公平が担保されていると言えるのかと思えます。このような点を、どうコントロールしていけるかということ、を照らし合わせながら進めていくことになるのかと思えます。

一方で先ほど萩野委員が言われたとおり、私も関西から来ていますので、審判の公開については、わざわざ東京の特許庁に来なくても、例えば、INPIT-KANSAIを使うとか、どの辺りから始めるかは、ある程度運用を始めながら確認して、本来の趣旨を阻害しない範囲で運用改善していくということではないかと思えます。

以上です。

○玉井委員長 ありがとうございます。

続いて、中畑委員お願いいたします。

○中畑委員 中畑です。よろしくお願いします。今回のオンラインの件については、スタートアップやベンチャー企業を支援させていただいている立場からすると、もう大賛成であります。実際に新聞等でもあるように、スタートアップ企業はほとんど拠点としてのオフィスというものを廃止して、社員が自宅なり全国のいろいろなところから仕事ができるような状態になっている。最近だと取締役会とか経営会議も、画面を共有しながらスピーディにやるという意味では、生産性は数倍に上がっているのではないかと思っています。ですので、移動しなくてもできる。実際の対面と同じクオリティを担保できるのであれば、大変ありがたい制度だなと思っています。

3点ほど、質問というか実際に運用していくときに、どのようにするのかという点だけお話ししたいと思います。1点目が、実際に会議しているときに、画面を共有しながら、場合によってはレコーディングを撮って後から見返したりすると思うのですが、恐らく画面を介して行うので、プリントスクリーン機能とか手元の録音装置などで、どういう状態、

どういうものがキャプチャーなりされているかというのは、反対側はわからないということ。これは多分傍聴を特許庁内の別の部屋でやりますというのであれば、さすがにそこでスマートフォンでバシッと撮るのは、撮ったときは特定できると思うのです。あれをオンライン化の必要があるかということも、たしか資料に書かれていたと思うのです。そのときに不特定多数の方の画面にそのような情報が出て、それがどうキャプチャーされるのかというのは、実際には整理できないという意味で何らかのケアとかアナウンスが必要であると思っています。

2点目は、スタートアップ企業とかベンチャー企業だけにかかわらないと思うのですが、会社によって禁止しているサービスもあると思うのです。スカイプなのか、ズームなのか、ウェアバイなのか、グーグルミートなのか。何を使うのかというのは事前に周知いただくと、そのあたりの社内処理などがしやすいのかなと思いました。

3点目は、さっき実際の口頭審理のオンライン化のイメージがあったと思います。審判廷の中に、左右に請求人と被請求人のモニターが並んでいる形。あの絵だと請求人と被請求人の両方がオンラインで参加という形だったと思うのです。請求人だけが審判廷に入り、被請求人側は遠方なのでオンラインでという柔軟な運用もあり得るのかという点については、運用が決まり次第、詳細なマニュアルかガイドラインみたいなものを出していただくと周知しやすいと思いました。

以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。大変建設的な御意見、ありがとうございます。

飯田委員お願いしてよろしいでしょうか。

○飯田委員 こちらの運用については、細部についていろいろ検討しなければいけないと思いますが、オンライン審理の導入に関しては、感染症の状況に左右されずに審理を確保することができるのと同時に、感染症が落ち着いた後も、つまりコロナエフェクトとしてオンライン審理を定着させようという方針と理解していて、これは非常に意義が大きくて、積極的に進めていただきたいと賛成しております。

その一方で、オンライン審理を導入する目的は、明確にしておく必要があると思っています。資料の8ページにオンライン審理の要件に関する記載がありますが、①に当事者等の申し立て又は職権で審判長が選択できるとの記載があります。これは当事者が希望すれば、極端に言うと全ての審理がオンラインになる可能性もあるという方向なのか、そうで

はなくてあくまでも特例的なものであるのか、どちらにも読めるように捉えています。オンライン審理の建付け、導入する目的が特例なのか通例的なものなのかによって、このオンラインを認める際の要件は異なってくると思いますので、そのあたりをしっかりと整理する必要があるのではと思っております。

以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

続けて、設楽委員お願いしてよろいでしょうか。

○設楽委員 設楽です。ありがとうございます。8ページのオンライン審理の要件の検討の関係で意見を述べたいと思います。まず結論的には、オンライン審理は非常に結構だと思いますので、どんどん進めていただきたいと思います。海外の当事者もおりますので、インターネットの傍聴もできるというのは非常に画期的なことかと思えます。

少し気になりましたのは、8ページの①と⑥です。当事者の申し立てと審判長の職権でウェブ会議を選択できること、これをまず柱にしていきたいと思います。気になるのは⑥です。例外的な場合に、片方だけ出頭するのも許容するというのはありかと思うのですが、裁判所の実務でも、理由なくウェブ会議システムは拒否するという当事者の方も結構いまして、こちらはウェブでやりたいと思っても、自分たちは出て行きますという場合に、片方が実際の場において片方がウェブというのは平等性の観点から余り好ましくなくて、実際その場にいるほうが有利に進行することもないわけではないということがあります。

今私が申し上げたのは、両方とも東京の場合でもそのようなことがよく起こり得るといのが現実ですので、もしウェブにする場合は、理由なく出て行きますというのはなしにして、両方ともウェブにするということを、きちんと審判長のほうで、職権で選択してほしいということです。例外的にどうしても片方だけはウェブになる場合も事情によってはあると思いますので、併用することはいいと思いますけれども、原則は、両方がウェブというのを原則にしていきたい。あくまでも、片方だけというのは例外的な運用になるように審判長に職権でやってもらいたいというのが私の希望です。

以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

黒田委員お願いしてよろしいですか。

○黒田委員 ありがとうございます。私も全体的に賛成で、進めていただければと思って

います。

個別の話で2点ほど申し上げたいと思います。まず7ページで、インターネットを通じた公開というところがございます。現在も、運用では写真、動画撮影は禁じられていると思います。他方でインターネットを通じて口頭審理を公開すると、そこは幾らアナウンスしたとしても實際上、防ぐことはできないのではないかと思いますので、いきなりインターネットというのは若干抵抗感がありました。別室で傍聴ということでよろしいのではないかと思います。

次に8ページの④番ですが、一当事者の中でも、代理人とクライアントが遠隔ということもあり、そういう場合に、一当事者は必ず1カ所に集まってくれと言われると困る場合もあるかと思えます。ここは柔軟に、一当事者といえども複数個所から入れるようにしていただければと思っています。

以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

続けて、鈴木委員よろしいでしょうか。

○鈴木委員 ありがとうございます。私も賛成でございまして、今回挙げられた議題の中で、こちらが一番緊急性のある議題で、是非次期国会に上げていただきたい内容だと思っております。一方で、運用についてかなり課題がありますし、技術的にも解決しなければならぬ問題があるかと思えますので、次期国会に向けて進めながらも、継続した検討やパブコメでの最終的な調整も必要だろうと思っております。

また、インターネットを通じた傍聴ですが、私は最初聞いたときに、アメリカのCAFCが、オーラルアーギュメントの録音を随時公開しているもののイメージがございましたので、全く問題はないのではないかと思ったのですけれども、やはり周りの方の中には、興味本位で拡散されるのではないかという若干の懸念の声もございましたので、こちらも技術的な問題、あるいは運用を詰めていく必要があろうかと思いました。

以上でございます。

○玉井委員長 ありがとうございます。

では、長澤委員よろしいですか。

○長澤委員 ありがとうございます。最近、アメリカの特許侵害訴訟のデポジションをウェブで実施しようとした機会がありました。ただ、実は日本では日米間の条約で大使館でしか行えませんが、コロナ禍であるため日本の米国大使館で予約を受け付けてもらえず、

困っています。わざわざ別の国に行ってアメリカとデポジションをやらなければいけないという問題がこの議題以外にもあるのです。そのような時代ですので、基本的には日本の国内でもこのようなオンライン化を進めていくべきだと思います。

基本的に賛成なのですが、幾つか気になる点だけ御指摘させていただきます。6 ページ目は、これ前提でなければどうしようもないので、全部〇でよいと思います。

なりすましの防止については、現実に出頭した場合と同レベルの防止が可能かと言われると、同レベルとは言えないと思うのです。ただし、昨今 I D とパスワードで会議に招待して、ある程度そこでアクセス権があるかないかで判断できたりするので、同等の防止ということは言えるのではないかと思います。

次は通信障害です。弊社で慣れないソフトウェアで接続すると、音声がつながらないことが確かに時々起こっています。もちろんこの問題は今後改善されていくのでしょうけれども、それですぐ、「では、うまくつながらなかったので特許庁にみなさま来てください」というのではなくて、1 回ぐらいは延期するという選択肢がとれると助かります。その間にソフトウェアの接続を手当てしたり、通信環境を手当てしたりして、延期開催できることもあるのではないかと感じています。

次がインターネットでの公開です。特許庁内の別室でしか傍聴人が傍聴できないというところが少し気になっています。今回の委員会でも、委員会の委員の約半数はここに来ていますが、残りの半数はウェブでアクセスしているということは、ウェブでアクセスするニーズがあって、傍聴人になろうという場合はかなり利害関係がある人なので、九州の方でも北海道の方でも、東京の特許庁内の別室に来なさいというのは行き過ぎであろうと思うのです。せめて公的機関のどこか、北海道や九州の方が行きやすい場所にもう 1 カ所、2 カ所設定する。もしくは傍聴したい人の場所によっては公的機関のどこかを利用することができるというのも考慮していただければいいのではないのでしょうか。大阪の方でも、高橋委員みたいに東京に来られる方もいますけれども、今の状況では出張しにくいこともあるのではないかと考えています。

特に、大きな利害がある件は傍聴したいと思われれます。一方で、インターネットで自由に配信となると、1 つは個人情報の手当てをしなければいけないのではないかと思います。顔が映されて、発言も全部録画されてしまう可能性があるためです。それも I D で登録された方に限って何とかするという手もあるのかもしれませんが、個人情報の問題がでてくると非常にややこしい議論になってしまうので、ある限られた場所において、特許庁が指

定する場所において傍聴可能とするというのが早く立法できるのではないかと感じております。

以上です。

○玉井委員長 ありがとうございます。

続けて、杉村委員お願いいたします。

○杉村委員 ありがとうございます。私も6ページにご提示いただいた3つの点については特に問題がないと考えておりますので、ウェブを通じた口頭審理の導入は賛成でございます。ただ、運用上の問題として少し懸念事項がございますので、申し上げたいと思いません。

まず、なりすましの防止の点でございます。先ほど設楽委員からも少し御紹介がございましたが、裁判所では例えば会議室全体を映すようにとか、そこにいる当事者全員が映るようなというような指導もございます。そのような運用をも参考にさせていただき、なりすましというものを防止していただきたいと思っております。

それから、インターネットを通じた公開ということで、特許庁の別室で傍聴することには賛成でございますが、不特定多数の人にインターネットを通じて公開することについては弁理士会の中でも非常に強い懸念がございます。仮に傍聴者をID等で特定したとしても、一旦録画や録音がなされて、その一部だけが切り取られ拡散してしまうことが重大な懸念事項としてございました。インターネットで自由に傍聴ができることについては、もう少し議論が必要ではないかと思えます。ただ、先ほど長澤委員がおっしゃいましたように、公的な機関、例えば近畿経産局等の公的な機関やINPITの機関等で傍聴者が集合して傍聴するのであれば、同時に公開傍聴を図ってもよいのではないかと考えております。

それから、先ほど黒田委員からも御指摘がございましたが、代理人と当事者、例えば大阪の弁理士と四国の会社という場合に、どこか1カ所に集まり参加しなければならないのか、両方の場所から同時に参加できるような運用としていただけるのかということですが、複数個所から参加ができるようにしていただきたいと思っております。

それから、地方の弁理士から非常に強い要望がございましたのは、一方当事者がウェブ会議システムで、一方当事者が出頭するということについてです。ウェブ会議システムに参加する当事者が、相手方は実際に出頭してもいいということであれば、そのような運用をしていただきたいと思えますが、片方だけがウェブ会議で片方だけが出頭するという可

能性が大きい場合に、ウェブ会議で出席する可能性が高い当事者が、期日を変えてくれれば現実に出頭できるような場合には期日変更を柔軟に設定いただきたいとの要望やこちらはウェブ会議なので、できたら相手方もウェブ会議で参加としていただくことを聞いてほしい等の要望も強くございましたので、両当事者が納得できるような柔軟な運用を図っていただきたいと思います。

それから5ページのところです。今申し上げたこととも関係がございます。例えば特許庁内の別室での傍聴は、傍聴人に対して審判廷全体が映っているようですが、ウェブで参加した当事者に対しては、どのような形で審判廷が映るのかということの懸念でございます。資料に記載された別室のような感じだと、全体が小さく、遠くて、よくわからないという懸念もございました。当事者側がウェブで参加した場合、どのような見え方をするかということも御検討いただきたくよろしく申し上げます。

以上です。

○玉井委員長 ありがとうございます。

それでは、近藤委員お願いいたします。

○近藤委員 ありがとうございます。ウェブ会議は、ビジネス上でも一般的になっておりますので、御提案いただいたような選択肢を増やすことは喫緊の課題だろうと思っております。ですので、大枠については賛成するというところでございます。

この制度は、コロナ禍の中で感染拡大を抑制しつつ、どうやって審理を早く進めるかということが趣旨だと思いますので、制限は少ないほうがよい。遠隔地に限るとか、当事者はどこか1カ所にみんな集まってくれとか、そういう制限する方向はないほうがよいだろうと思っております。

また、これは大前提となっているのが、映像と音声で当事者の主張が確実に合議体に伝わるのが前提になっていきますので、それをしっかり担保してもらえる仕組み、方法、やり方を設けていただきたい。仮にそれが損なわれるような状況があったとしたら、当事者に不利益にならないような措置が行われるように、当事者に安心感を持って使っていただける制度にしていきたいと思います。

先ほど来ありますとおり、公開の仕方はいろいろ議論があると思います。これをやるに当たっては、もう少し詰めなければいけないところもあると思いますので、それを利用される当事者になられる方の意見をしっかり聞いていただいて進めていただければと思います。よろしく申し上げます。

○玉井委員長 ありがとうございます。

続いて、佐藤委員お願いできますか。

○佐藤委員 佐藤でございます。裁判手続のIT化についても少し言及がありましたので、裁判所の手続の紹介かたがた、我々が運用上大事だと思っている点の御紹介をしたいと思います。

御案内のように、裁判手続については今年の2月からフェーズ1ということで、現行法の枠内で争点整理手続を中心にして、ウェブ会議の利用がされております。当初はどれくらい利用されるか想定できなかったのですが、新型コロナウイルスの拡大に伴ってウェブ会議による手続を当事者が希望されることも増えておりまして、利用が順調に伸びている状況でございます。私の所属する部でも毎日のようにウェブ会議の手続をやっておりますが、大事だと思うのは、当事者の意向をしっかりと聞いて、事案ごとにどのようなかたちにすれば手続が円滑に運営できるかを柔軟に考えることかと思っております。

一方当事者のみが出頭する場合も、必ずしも、相手方の訴訟代理人が出頭するのであれば自分も出頭したいという訴訟代理人ばかりではなくて、最近では、相手方の訴訟代理人が出頭するかどうかに関係なく自分の方はウェブ会議でやりたいといわれることもあります。逆に、相手方代理人がウェブで手続に参加して支障ないと感じると、それまでは出頭していた当事者が、次回からウェブでお願いしますと言われることもあります。このように、当事者の意向は様々ですので、ウェブでの当事者の御希望等を丁寧に聞いて、運用するのが大事なかなという感じがしております。

また、事案によっては、証拠の原本をしっかりと確認しなければいけない事件とか、実物を見ながら議論しなければいけない事件等もあります。全てウェブにするとウェブにしないとかいう話ではなくて、事案ごとにめりはりをつけて、運用していくことが大事であろうと思っております。

今日のご議論の中には、裁判所が運用を開始する前に議論をしていた事項なども含まれており、懐かしいような思いで議論を伺っていたのですが、実際にさらに、運用を開始すると様々な課題も出てきますので、事前に運用基準等をつくられるのは有用であろうという気がしております。もちろん、特許庁の手続と裁判所のITの手続は完全に重なるものではありませんので、どこまで御参考になるかわかりませんが、何かございましたら、できるだけ御協力もさせていただければなと思っております。

以上です。

○玉井委員長 ありがとうございます。裁判所の御経験も踏まえて、よいものができていければよいなと思っております。

次に松山委員お願いできますか。

○松山委員 私も皆さん同様、オンライン審理自体は大変賛成で、是非導入してほしいと思っております。

1点だけ気になったのは、御指摘もいろいろありましたが、運用上の課題でインターネットを通じた公開というところですか。どこまでのことを想定されているかは分かりませんがこの資料からすると、いわゆるインターネット中継みたいなもの、すなわち、不特定多数の人が見られるような状況なのかと思われまして、そうであれば時期尚早といいですか、何かやりすぎかなという印象を受けました。不特定多数の方に中継された内容が、これを見た誰かに誤解をされるような編集をされ、それが出回ってしまう可能性なども考えると、当事者の萎縮につながってしまうのではないかなどと思いました。

確かに特許庁における無効審判のほうが、一般の民事訴訟における私的な紛争よりも公益性が高い事案というところはあると思いますが、インターネットで公開するというほどの要請は憲法上の公開の要請としてもないと思います。先ほど長澤委員もおっしゃっていたように、東京にいないがゆえに、関心があるのになかなか傍聴に行けない場合はあると思うので、拠点をどこかに設けて、そこに限って聞けるという範囲なのであればいいなと思います。適切な範囲での公開になるといいなと思いました。

○玉井委員長 ありがとうございます。

浅見委員お願いいたします。

○浅見委員 私も方向性に賛成いたします。一方当事者がオンラインを希望するような場合には、お互いの合意の下に、相手方だけが出頭することを認めてもよいのではないかと思います。また、代理人など一部の方が出頭して、例えば出願人、これは海外も含めてですが、オンラインで参加するようなこともあってよいのではないかと思います。

傍聴に関しては、慎重にしたほうがよいと思います。この審議会は、オンラインの傍聴を認めていますが、審議会は制度改正についての議論ですので、関心も高いですし広く影響もあるので、よいと思います。一方、無効審判は、事件にもよりますが、制度改正ほどには関心のある人は多くないように思いますので、公開原則とはいえ慎重に進めていただいて、まずは別室での傍聴、場合によっては長澤委員がおっしゃったような地方の公的機関での傍聴の辺りから検討していただければと考えております。

それから、資料を画面上で表示することも、最近ではよく行われていますので、そのような運用も含めて、御検討いただければと思います。

以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

それでは、辻居委員よろしく願いいたします。

○辻居委員 時間がないですが、簡単に意見を述べさせていただきます。

まずウェブ会議システムを利用するのは、今の状況からしては当然のことで、無効審判における口頭審理は非常に重要ですので、滞りがないようにしていただきたいと思っております。皆様からありますように、インターネットを通じた公開には個人情報等の問題がありますので、かなり難しいのではないかと考えております。

また、特許庁内別室での傍聴みたいなものも、特許庁のほうでそれを開催することに負担があります。裁判所でやる場合は、準備手続というものがあまして、公開の負担がない形でかなりスムーズにできるのです。特許法の中で準備手続というものが、そもそも正式にあるのか、ないのか、それがもしできるのであれば、そちらのほうが良いのではないかと考えます。公開するというのはかなり面倒くさい部分もありますので、法律的に使いやすさということを考えると、できるだけ多くの件を効率的にやるという意味では、それも必要なのではないかと考えます。

以上です。

○玉井委員長 よろしゅうございますか。

いろいろ建設的な御意見を頂戴いたしました。この件は喫緊の課題だと理解しております。是非よい案をつくって、次の国会に間に合わせたいと考えております。どうぞ、事務局もよろしく願いいたします。

(4) 当事者本人への証拠の開示制限 (アトニーズ・アイズ・オンリー)

○玉井委員長 少し時間も押しております。司会の不手際をお詫び申し上げます。続きまして、まだもう1つ論点がございますので、「当事者本人への証拠の開示制限 (アトニーズ・アイズ・オンリー)」につきまして、資料4をもとに事務局より御説明いただきたいと思います。その後、質疑に移りたいと思います。

○猪俣制度審議室長 資料4を御覧ください。1ページおめくりいただきまして、想定さ

れるニーズの記載でございます。裁判におきまして、被告（被疑侵害者）が、特許侵害をしていないことを証明する証拠を示す際、仮にその証拠の中に営業秘密が含まれている場合に、それを原告に知られることで不利益が生じる事態、あるいは逆に、証拠として示せないことで敗訴する事態が想定されます。

また、最近導入された査証の場面におきまして、被告の営業秘密が原告に開示されてしまうことを懸念する声もございます。そのため、裁判におきまして、原告代理人には閲覧可能でも、原告当事者に見られないことが保証された上で情報を開示することのニーズが想定されているものでございます。

1 ページ目の下のほうに書いております「アトニーズ・アイズ・オンリー」、これから「AEO」と略して申しますが、相手側から開示される情報へのアクセスを外部の代理人に限定して認める制度について、我々のほうで内容を検討してみました。

まず任意の証拠段階におけるものについては、こちらに書いておりますような現行制度で、当事者間の合意が形成できる場合は、以下のような対応がとられていると聞いております。1つは民民同士の秘密保持契約でございます。ただし、制裁条項など違約金の額について合意形成ができず契約が困難なケースがあると聞いております。

もう1つは、裁判所による秘密保持命令でございます。裁判所は、名宛人（開示先）を原告代理人に限定した秘密保持命令を発令は可能でございます。条文上は当事者間の合意形成がなくとも発令可能でございますが、発令をめぐる紛糾を回避するため、実務上は、発令前に当事者間で事前協議を行い名宛人の範囲等について合意形成していると言われております。名宛人の範囲について事前の合意がある場合に、後から原告当事者が裁判所に対して閲覧請求してきた場合は「権利の濫用」として却下できると考えられるというのも、高部前知財高裁所長も論文で書かれているところでございます。

このような原告当事者の合意がある場合について、まず法制化の必要があるのかどうかでございまして、次の3ページ目を御覧ください。中間取りまとめでも、名宛人の範囲は当事者間の事前の合意や契約に基づくものであることから、当該合意や契約に反して、当事者本人が裁判所に対して訴訟記録の閲覧・謄写を請求してきた場合に、裁判所が当該申し立てを却下することができるかは規定上明らかではない。

そして検討の2ポツ目で書いておりますが、当事者の同意があることを要件として、秘密保持命令の対象となる営業秘密について当該当事者は民訴法第91条に基づく訴訟記録の閲覧等の請求ができないとする制度が考えられております。こちらは同意あり、当事者

間の合意形成がなされた場合がございますが、これについても審議会の議論では、法的手当が必要との意見が出された一方、秘密保持命令の名宛人になっていない当事者からの訴訟記録の閲覧等の請求は権利濫用に当たるとして、閲覧等を拒むことができるとされているのであれば、新たな制度を導入する意義は小さいのではないかと思います。

2ページに戻っていただきまして、2ページ目の下のほうですが、こういった法制化の必要性があるかについて、パブリックコメントのほうでもいろいろな意見を調べてみたところでございます。同意のあるAEOについては、可能であるという意見と、意義が乏しいのではないかという意見がございました。その後、事務局でも外部のヒアリングを重ねてきた結果、特に査証の段階で導入が必要ではないかという話と、必ずしも同意がなくても制限すべきことにニーズがあるのではないかということがありましたので、一番下に書いてある、原告当事者の同意がなければ、原告当事者への閲覧は制限されないと考えられるが、それについて何らかの対応が必要ということで、これから以降は、原告当事者の同意がないAEOについて、どのように考えるかということについて御説明したいと思います。

4ページ目を御覧ください。原告当事者の同意のないAEOのイメージでございます。こちらはどちらかといいますと、文書提出命令等の強制的な証拠の提出の段階になってこようかと思っています。被告が原告代理人のみに閲覧を制限したい情報について、原告当事者の同意の有無にかかわらず、原告当事者からの証拠の閲覧を制限することを特許法において定めることが考えられるということでもあります。

4ページ目の青い箇所、原告当事者が仮に裁判所に証拠の閲覧を求めてきた場合、ここを制限するということでございます。仮にそこに制限した場合、原告が誰も見られないことになってしまうので、その場合は、現行である秘密保持命令を原告代理人のみにかけることによって、原告当事者には情報も行かないで、原告代理人だけが閲覧できるという営業秘密をもたらす。その場合には何らかの法改正が必要となっております。ただ、原告当事者が同意しない場合も閲覧を制限すべきことについてどのように考えるか、次のページで論点を書いております。

5ページ目には、合意形成のないAEOにより、裁判を受ける権利（憲法32条）が侵害される可能性と書いております。原告当事者の立場で書いておりますが、原告当事者としては、自分が閲覧制限してもいいと同意していないにもかかわらず、その証拠が決め手となって判決がなされた場合、原告当事者は、その判決に納得できるのか、上訴の判断がで

きるのか不明であり、裁判を受ける権利（憲法 32 条）侵害しているのではないかという意見もございます。そのため、場合によっては裁判所としても、原告当事者からの閲覧請求は原則却下できないのではないかと思います。

5 ページ目の下は、合意形成の有無にかかわらず、AEOにより訴訟追行が困難になる可能性ということで、どちらかという原告代理人の立場を書いております。原告代理人の立場としても通常の裁判では、原告当事者と証拠を見て議論しなければ適切な主張を行うことが困難であり、原告代理人のみの判断で主張することには、なかなか責任が大きいと思われております。原告当事者が閲覧できない証拠が決め手となって、自分だけが見ている場合において、原告代理人は、敗訴したときに、原告当事者にその理由を説明できるかどうか、そして上訴するか等の助言もしづらいのではないかという慎重な意見もあるということです。

続きまして、6 ページ目で、査証の段階で必要ではないかという議論がございましたので、査証制度について御説明したいと思います。まず査証の実施のところに吹き出しが書いてあります。日本の特徴としては、提訴後に原告から申し立てがあった場合に、査証が行われることとなります。ここで大きな違いは、原告側の立ち会いは原則不可となっております。ドイツ、フランスでは提訴前に行われるのが主流でありますので、場合によっては原告代理人が立ち会うこともあり得るかと思いますが、日本ではそういったものはないということがございます。そして査証人が査証して、査証報告書が出てきて、黒塗り前の段階のものが被告のところに送達されまして、被告側から必要があれば、秘密情報の非開示の申し立てを行うこととなります。

6 ページ目の黄色箇所になりますが、裁判所が必要と認めるときに限り、原告代理人に開示・意見聴取が法律上可能となっております。原告当事者への開示は、被告の同意が必要となっております。この段階では、裁判所が侵害立証のために必要かどうか、黒塗りにすべきかどうか、開示とすべきか、非開示とすべきか、プロセスの中で原告代理人のみに開示するプロセスがあるという意味では、日本にもAEOがあろうと考えることができますと思います。

6 ページ目の上のほうに書いてあるチェックポイントでございますが、裁判所が必要と認めれば、原告代理人は営業秘密を黒塗りする前の査証報告書を閲覧可能で、原告当事者は原則閲覧不可であるということです。

続いて、右側の閲覧・謄写、証拠段階のところでございます。この段階で初めて原告当

事者は査証報告書、黒塗りになった後ですが、閲覧が可能になってきます。

2番目のチェックポイントで書いておりますが、黒塗り後の査証報告書が裁判で証拠として使用されることとなりますので、原告代理人は黒塗り部分を閲覧している場合がありますが、その黒塗り部分に基づく主張立証はできず判決の基礎にもならないということでございます。

3番目のチェックポイントで、侵害の立証のために必要であれば、裁判所は営業秘密であっても開示し得るということでございます。この閲覧・謄写段階、そして証拠に使う段階におきまして、現在AEO制度があるのかどうかについては、日本にはないという状況で、ここについて原告当事者の閲覧を制限することが場合によっては考えられることとなります。後ほど説明しますが、この段階においてドイツ、フランスにおいてもAEO制度が規定されていることはないのではないかと、我々の調べている感じでは思っております。

7ページ目を御覧ください。先ほど申し上げたとおり、閲覧・謄写、証拠段階においてAEOを導入するかどうかということでございます。原告当事者への営業秘密の閲覧を回避するため、被告が原告当事者に黒塗り後の閲覧を制限してもらいたいと考える場合があります。その場合、現行の法令上では原告当事者には黒塗りされた査証報告書が閲覧・謄写されることとなっておりますが、この査証報告書の一部または全体の閲覧を制限することを特許法に定めることが考えられるかと思えます。しかし、この場合も、先ほど申し上げたとおり、やはり原告当事者の裁判を受ける権利に抵触するおそれがあるのではないかと思います。

被告にとっては重要な秘匿すべき情報なのかもしれませんが、原告側にとっても、相手からなかなか出てこなかった証拠であるものを、査証を申し立てて必要と思われる証拠でありますので、その証拠を自分が見ないでよいとなるかどうかというところはなかなか難しい論点があるのではないかと思っております。

8ページ目のスライドを御覧ください。我々のほうで調べた範囲でございます。ドイツの状況は先ほど申し上げたとおり、ドイツでは提訴前で、場合によっては抜き打ちに実施することが可能となっておりますので、場合によっては代理人のみ立ち会いが可能であると聞いております。また、黒塗り前のものについても代理人のみ閲覧可になっておりますので、ここについては日本と同じAEOが入っていると思えます。

ただ、右側に行きまして、証拠段階になったとき、一番右に赤字で書いてありますが、先ほど申し上げた査察時を除いて、特許訴訟時に営業秘密の開示を代理人に限定する制度

は、我々が調べた範囲では見当たりませんでした。この段階では、ドイツにおいてもAEO制度はないのではないかと考えております。

9 ページ目のスライドを御覧ください。フランスについても基本的には同じでございます。立ち会いの段階、査証報告書を黒塗りにすべきところがあるかどうかの段階については、AEOはあるかと思えます。他方、右側に書いてありますが、証拠段階において、営業秘密の開示制限は可能ではあるのですが、当事者ごとに最低1名への開示が必要と我々の調べた範囲ではなっております。

続いて、10 ページ目のアメリカでございます。アメリカは査証、査察とは違わせて、いわゆる証拠収集、ディスカバリというものが、通常、公判の前に行われると承知しております。裁判所は、開示される情報の開示範囲や使用目的等を規定する保護命令（プロテクティブ・オーダー）をかけると聞いております。その内容については、通常、当事者間で事前協議し、合意に至らない場合は裁判所が判断するということかと思えます。そういう意味では裁判所が判断するということございまして、被告側が開示したくない情報、原告当事者が開示したくない情報を、開示を制限できるというのではなくて、裁判所がその範囲を決めるというものであります。

多くの場合、極秘と指定された情報は、外部の代理人と外部の専門家等のみがアクセス可能で、その指定の争いがある場合は、最終的に裁判所が判断する。

このような背景には、代理人は、専門家から技術に関するサポートを受けながら訴訟追行可能ということで、いわゆる鑑定人と我々は聞いておりますが、そのような専門家の市場が厚いということで、外部の専門家の方々の意見を尊重しながら、必ずしも原告当事者が証拠そのものを見ないで進めるという傾向があると思っております。

右側は公判段階でございます。トライアル、公判では、公開原則が強く働くため、ディスカバリの段階で代理人限りとされた情報に関する審理も公開されると聞いておりますが、我々が外部のヒアリングで聞いていますと、裁判所の判断で代理人限りとする場合もあると聞いております。ここも裁判所の判断になるかと思えます。

続いてのチェックポイントで、ディスカバリで開示された情報のうち、トライアルで使用されるもの、基本的に証拠はほぼ使われずに、一部のものが使われると聞いております。そもそもトライアルに行かずにディスカバリの段階で和解に到達するものが多いと聞いております。

11 ページのイギリスでございます。Confidentiality club が組成されまして、情報の開

示対象者や使用目的等が制限されていくと聞いております。ただ、当事者によるアクセスを禁止することも可能であります。判例によりまして、当事者が求めれば、当事者の限られた者を開示対象に加えなければならないという意味では、当事者が合意しなければ必ず見せなければいけないという意味では、合意ありのAEOだけなのかなと思います。これについては、トライアルについても同様かと我々の調べた範囲では思っております。

12 ページに簡単に諸制度をまとめました。まず黒塗り前の段階のものでございます。黒塗り段階について、被告の同意なく全体を閲覧可能かということでございます。これは日本、ドイツ、フランスとも○ということで、裁判官が認めればありますし、日本、ドイツ、フランスとも原告当事者は閲覧できないという意味では、日本、ドイツ、フランスとも同様なAEO制度がこの開示、非開示プロセスではあるかと思っております。

2 番目に行きまして、黒塗りになった部分でございます。黒塗りになった部分が判決の基礎（証拠）になるかということです。日本、ドイツ、フランスとも、黒塗りになった部分については判決の基礎にならないということでございます。

3 番目がAEO制度の導入になります。査証報告書の黒塗りになったもので、原告当事者の同意なく閲覧を原告代理人に限定し得るかということですが、日本、ドイツ、フランスとも、そのような制度は現段階においては無いのではないかと思います。日本では原告の当事者に査証報告書の閲覧・謄写を法的に制限すべきかどうかというのが議論になるかと思いますが、日本、ドイツ、フランスに同様な制度はないのではないかと思います。

ディスカバリ、トライアルのアメリカとイギリスでございますが、アメリカでは、裁判所が判断すれば、当事者の同意なく閲覧を制限することがあるかと思いますが、合意に至らない段階であって、通常はプロテクティブ・オーダーがかかるのかなと思っております。

トライアルの段階では、裁判所の判断で場合によっては代理人限りに閲覧を限定する制度があるのかということで、我々の調べた範囲では見当たらなかったのですが、そういった情報もあるので、○?にさせていただきます。

13 ページ目からが検討の視点ということで、論点でございます。制度導入の是非でございます。前半で申し上げましたが、原告当事者の同意なく、証拠の閲覧を原告代理人のみに制限した場合、それが原告当事者の裁判を受ける権利に抵触するおそれについてどのように考えるかというところがなかなか難しい論点ではないかと思っております。

原告当事者、そして原告代理人の立場としても、主張・立証や上訴も含めた訴訟追行について支障が生じるという主張も考えられます。それについてどのように考えるか。

そして、本人訴訟の問題をどのように考えるかということがございます。代理人がいないので原告当事者が見られないとなると、原告側は全く見られないということになってしまいます。仮に例外的に閲覧を認めてしまうと、場合によっては原告当事者が証拠を見たくて、代理人を意図的にやめさせる行為も理論上あり得るかと思えます。その辺の難しさもあるかと思えます。

14 ページは、諸外国制度との平仄でございます。ドイツ・フランスにおいても、日本にはない査察の立ち会い時においては、代理人のみに情報開示を制限するというものはございますが、特許訴訟時、そして証拠段階において、裁判所が開示すべきとした営業秘密について、その開示を当事者代理人のみに限定するような制度は、我々が調べた限りでは見当たりませんでした。そのような中、日本で合意のないAEO制度を導入する必要性についてどのように考えるかということでございます。

アメリカではディスカバリ制度がございしますが、これは証拠提出者が意図しない証拠も含め膨大な証拠が集められる米国でございします。そして、その証拠を評価する専門家の人材市場が厚く、原告当事者が被告の証拠を閲覧せずとも、代理人や専門家の評価を尊重して和解やその後の公判を進めるのが特徴的であろうかと思えます。日本ではアメリカのようなディスカバリ制度はありませんし、専門家の人材市場も必ずしも厚くない我が国において、合意のないAEOを導入する必要性、導入してもよいとする許容性をどのように考えるかということでございます。

最後に、仮に制度を導入するとした場合、原告代理人にのみ閲覧を認める情報の範囲でございします。現在では営業秘密でございしますが、他との法律の整合性も考えまして、それ以外に広げることの論点もあろうかと思えますので、ここで提示しております。

戻りますが、13 ページ目の1番の論点、原告当事者の同意なく、証拠の閲覧を原告代理人のみに制限することについて、憲法上の制約があり難しいところかと思えます。査証制度につきましては、先月から施行された段階ですので、まずは査証の運用を見ながら今後慎重に検討すべきであると思えます。

事務局の説明は以上でございます。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

これは査証制度を入れるときに最後まで積み残しになった論点でございまして、いろいろ御意見あろうかと思えますが、いかがですか。

高橋委員お願いいたします。

○高橋委員 高橋です。アトニーズ・アイズ・オンリーについては、この1年かけて議論してきて、現行制度、現行の裁判実務、諸外国の制度を整理して検討してきました。そして、現段階の到達点を確認しておかなければならないと思いますが、確認しておきたい点は、いわゆるアトニーズ・アイズ・オンリーという制度は、そう呼ぶかどうかは別として日本にもあったということだと思っております。

その上で、2ページの下から3行目、「原告当事者の同意がある場合について、法制化の必要があるか？」についてなのですが、私は法制化したほうがよいという考えを持っています。というのは、この間の議論をして、初めてわかったということが結構あります。それは委員会の場の皆さんには共有されていますし、また、パブコメで参加されている関係者の皆さんも理解されていると思います。しかし、一度その外側に出ると、議論を開始した当初の認識のままではないかと思えます。そうすると今後同じように、これだけの負荷をかけて、同じような議論を繰り返さないために、という意味で法制化の意義はあるのではないかと私は思っています。

その際、イメージとしては、要件を比較的厳格に考えて当事者の同意があることを要件とするということではなくて、閲覧請求等が権利濫用と認められる場合には、裁判所がこれを拒否できる、くらいでよいのかと思っています。少し裁量が広いのかもしれませんが、要件を厳格にして議論すると、議論の焦点がそちらにずれることを懸念しています。この1年かけての議論で私はそう感じたので、それくらいでよいかという考えを持っています。これは引き続き検討ということになるかと思えます。いずれにしても、私は法制化の意義があるという考えを持っています。

2番目の、「原告当事者の同意のないアトニーズ・アイズ・オンリー」についてです。これは、いわゆるアトニーズ・アイズ・オンリーとは別の議論だということを確認しておく必要があると思っています。12ページの表を見ていただいて、いわゆるアトニーズ・アイズ・オンリーというのは、1段目に○がついているところになります。これに対し、同意のないアトニーズ・アイズ・オンリーというのは、3番目の×を○にする議論ですので、議論としては別なのだろうと思っています。

これを議論するに当たって確認が必要なことは、査証報告書の中での黒塗り部分があって、それでも黒塗り部分からはみ出してしまう営業秘密等とはどういうものかということです。12ページで言うと「対象・場面」の欄の3段目にある、黒塗りの間にある赤の部分は、一体どのような場合に出てくるのかということをも具体的にイメージしないと制度設計はで

きないと思っています。というのは、繰り返し猪俣室長からもご説明があったとおり、憲法上の裁判を受ける権利を侵害するおそれが強いことと、諸外国の法制にはないということとを前提に考えると、どういう制度にするかは、どのような場合に出てくるのだろうということについて具体的なイメージを共有しないと、議論が進められないと思うからです。

それではどのような場合に出てくるかという点、23 ページに 105 条の 2 の 6 という規定があって、その 3 項に「正当な理由があると認めるときは」とありますが、ここでの判断になるわけです。少し思い出して、ということなのですが、侵害立証のための必要性と営業秘密等の保護の必要性とを天秤にかけて、侵害の蓋然性が低い場合には営業秘密等の保護の必要性が勝るので、開示されないで黒塗りになります。また 12 ページに戻っていただいて、この場合にはこの赤字部分が出てこないということになるわけです。

一方で、侵害の蓋然性が高い場合には、侵害立証のための必要性というのが営業秘密等の保護の必要性より勝るので、この赤字部分が出てくる可能性があります。黒塗りされないで開示されてしまう可能性があります。ただこの場合でも、相手方が立証されるべき事実ということを確認する選択をすれば非開示になります。さらに、その決定に対しても即時抗告することができます。そのため、この場合でも、ある程度相手方にも手だてがあって、それを乗り越えたときに初めて 12 ページの 3 段目で言う、黒塗り部分の間にある赤字部分があらわれてくるということになるのだらうと思います。このように、ある程度相手方にも手だてがある中で、原告当事者の憲法上の裁判を受ける権利を侵害するおそれ、抵触するおそれが強いことを考慮すると、原告当事者の閲覧請求等を禁止する制度を導入するというのは、果たしてできるのかという点、私は厳しいと考えています。

そうは言っても、原告当事者には秘密保持義務を負っていない当事者と、負っている当事者とがあるということを考えると、105 条の 6 のような規定をベースに検討して、秘密保持義務を負っていない場合には、秘密保持義務を負わせるような手だてが要ると思っています。

17 ページの 105 条の 6 の条文を見ていただくと、1 項に「秘密保持命令が発せられた訴訟に係る訴訟記録につき」と書いてあるので、合意ありの方なのかと思います。必ずしも、合意なしアトニーズ・アイズ・オンリーではないという点が気になっています。そのような場合には相手方に通知して、2 項で 2 週間の期間を与えて、その間に秘密保持命令の申し立てをし、秘密保持命令の申し立てをする中で、原告当事者に秘密保持命令を課すとか、もしくは秘密保持命令を発令する際の名宛人を代理人に限定するという対応ができるので

あれば、そのように対応するとか、そういった方向で考えていったほうが現実的ではないかと思っています。

以上ですが、合意なしアトニーズ・アイズ・オンリーを導入するということになると、12 ページの赤字部分が変わる場合は、どういう場合かということ具体的に検討していかないと、憲法上の裁判を受ける権利との抵触、そして、諸外国に制度例がないということを考えていくとなかなか議論がしにくいと思います。抽象的な課題提起だけでは、同じことを議論してもなかなか議論が前に進まないということが繰り返されるのではないかと思います。猪俣室長もおっしゃられたとおり、査証制度は導入、施行されたばかりですので、現時点で同意なしアトニーズ・アイズ・オンリーを正面から議論することは難しいという感触を持っています。

2 ページに戻っていただいて、ではということで、私としては同意のないアトニーズ・アイズ・オンリーについては、105 条の 6 をベースにしながら検討を進めていったほうが現実的かと思っています。秘密保持義務を負わない原告当事者に秘密保持命令を課すのか、もしくは名宛人を代理人に絞ることができるのか、いずれにしても、それは運用の中で対応することかもしれませんが、その方向で検討していくほうがよいのかと思っています。これとは別に、同意のないアトニーズ・アイズ・オンリーを制度化していくには、もう少し具体的なイメージがあった上で議論しないと制度設計もしにくいと感じています。

以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

近藤委員お願いいたします。

○近藤委員 ありがとうございます。委員長からあったとおり、この A E O が出てきたのは、もともと査証制度の導入と並行して議論されてきたと理解しております。査証制度自体は施行されて期がないということもあって、J I P A の会員の中には、どのような形で準用されていくかというところが不透明なことに起因して、秘密保持の観点で心配されている企業があるのは事実でございます。

したがって、今後の査証制度の運用実態を注視して行って、企業秘密が漏洩する、例えば悪用されて漏れていくような課題が出てきた場合は、速やかに対応できるように継続検討していただきたいと思っております。その際には、課題のある事案にもよるのですが、幅広く例えば弁理士、弁護士強制だとか、弁護士を雇っているときに限って A E O をするとか、課題をつぶすために幅広い検討をしていただきたいと思っております。よろしくお願

ます。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。本人訴訟との関係も前回も出ておりましたが、それも含めて検討を進める必要があるという御意見だと承りました。

設楽委員お願いできますでしょうか。

○設楽委員 設楽です。ありがとうございます。余り時間もありませんので、簡単に申し上げます。

私は特許庁の担当者の方から発表がありましたけれども、基本的には発表の内容に全面的に賛成です。査証制度については、裁判官の判断で侵害、それから営業秘密の程度を考えて黒塗りにするというところで、一応立法的解決がされたところで、運用が10月1日から始まりましたが、まだ申し立てもあるかないかという状況だと思いますので、まずは運用を見てみたいところです。

それから、秘密保持命令についても、事案に応じてどうしても会社の技術担当者の意見を聞かないとわからない技術分野もございます。場合によってはそこまでなくてもわかる分野もあると思います。そのような事案、事案で適切な運用をしていくこと、まずは裁判実務で適切な運用をしていくことが大事なことかと思っております。今ここで早急にアトニーズ・アイズ・オンリーを導入するというのは早過ぎるのかなと思っております。

簡単ですが、以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

続けて、萩野委員お願いいたします。

○萩野委員 これをお聞きしたとき、原告、被告両方の立場になり得るので、それぞれを考えるとメリット、デメリットがあって、こちらだとはっきりしたわけではないので、バランスに配慮した検討が必要と考えているというのが私の結論です。もともと我々は熱処理や鍛造の加工比率とか製造法、ノウハウが隠されているわけですので、原告の場合ですが、そのような中で工場に立ち入らなければ証拠を押さえることが難しいケースは非常に多くあるので、その手当てとして査証制度が入ったことは非常にありがたく感じています。

ですから、資料で想定されているのは、作成される報告書で営業秘密が含まれる情報が記載されている場合と思うのですが、開示先に代理人に限定された場合、訴訟追行上困ることとか、そのノウハウが、ヒントがどこまで通じるのかというのは、技術の核になる点を把握しているのは原告でもあるので、代理人のみに開示された場合に、その支障が生じるのではないかという懸念を感じました。

一方で被告の立場で考えると、営業秘密を競合他社にできるだけ開示したくないので、開示先を代理人に限定するのであれば安心できるのですが、先ほど猪俣室長がおっしゃったように、原告に代理人がない場合などで、難癖つけられてノウハウを開示せざるを得ないというのは避けたいと考えています。

以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

黒田委員お願いいたします。

○黒田委員 簡潔に2点ほどコメントさせていただきたいと思います。

まず全体的に、現時点で導入するのは早過ぎるという印象を持ちました。資料の13ページの制度導入の是非のところでいろいろ問題点を挙げていただけていますが、他の問題点として、訂正の再抗弁をする際に、訂正審判や訂正請求を特許庁に対して行うことになるかと思いますが、その場合、代理人としては、無効理由を回避しつつ、被疑侵害品や被疑侵害方法が入るような訂正を考えなければいけないと思うのですが、特許権者と十分な相談をできずに、それができるものであろうかという問題点もあるかと思っています。

2点目ですが、アトニーズ・アイズ・オンリーの論点でもたくさん意見を聞いていかなければいけないことになると思いますので、冒頭のスケジュール案のところでご説明いただきましたパブリックコメントの期間は十分にとっていただければと思います。もし年末年始を挟むのであれば、その期間も加味して十分な期間を確保していただけますと大変助かります。

以上です。

○玉井委員長 ありがとうございます。

杉村委員いかがでしょうか。

○杉村委員 杉村です。私も設楽委員と黒田委員とほぼ同じ意見でございます。秘密保持命令関係ですと、現行の運用としては裁判を受ける権利に配慮して、裁判所が名宛人を誰にするかということについては、裁判所と両当事者が合意した上で決めるような運用をしていただけていますが、その運用を変更して裁判所が合意なしに実施するというのは、法制度の問題ではなくて運用の変更の問題ではないかと思っています。

法制度で問題になるのは、先ほど猪俣室長がお話しされたように、代理人の合意なしに代理人を名宛人のみに開示した場合に、本人に対して閲覧・謄写制限をかけられるかどうかということだと思いますが、先ほど室長から御説明がありましたように裁判を受ける権

利等の関係もありますので、今すぐにAEOを入れることについては慎重に判断したほうがよいのではないかと考えております。

査証制度についても、先ほど黒田委員からも御説明ありましたように、特に弁理士に関してはクレームを訂正するようなことについては権利範囲の変更ということにつながりますので、非常にセンシティブな問題になります。査証制度に関しては今後の運用をウォッチした上で、AEOについて必要に応じて検討するのがよいのではないかと考えております。

以上です。

○玉井委員長 ありがとうございます。

佐藤委員お願いできますか。

○佐藤委員 佐藤でございます。アトニーズ・アイズ・オンリーに関し、秘密保持命令との関係では、通常の訴訟で問題になる局面と、査証で問題になる局面はかなり違っており、査証については、査証全体の制度設計との関連で議論すべきという感じはしております。いずれにしても査証制度については、御案内のように10月1日に施行になったばかりですので、これから運用を御注視いただいてということかと思っております。

なお、東京地裁においては、できるだけ査証制度を十分御理解いただいた上で申し立てをしていただくということが望ましいから、ホームページにQ&Aを公開するなどして、情報提供に努めているところでございます。査証制度の趣旨に基づいて、裁判所としても適正な運用に努めていきたいと思っております。

以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。査証制度導入以前の裁判所の運用と査証制度とは少し別に考えたほうがよいのではないかという御意見だと承りました。どうもありがとうございました。

他にございませんでしょうか。

他にないようでしたら、この点の審議はここまでにさせていただきたいと思えます。司会の不手際で時間が押しまして申しわけございませんが、以上をもちまして、本日の議論を終了したいと思います。

最後に、今後のスケジュールについて事務局から御説明をお願いいたします。

○猪俣制度審議室長 御審議いただきまして、ありがとうございました。

次の開催日時は11月下旬を予定しております。議題につきましては、先ほど申し上げ

ましたとおり二段階訴訟制度、利益吐き出し型賠償制度、また、災害時等の発生時における割増手数料の取り扱いについてを予定しております。

○玉井委員長 どうもありがとうございました。

それでは、以上もちまして、産業構造審議会知的財産分科会第42回特許制度小委員会を閉会いたします。

本日は、長時間御審議いただきまして、どうもありがとうございました。

閉 会